

第74回国民体育大会 石岡市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会



いきいき茨城ゆめ国体
翔べ 羽ばたけ そして未来へ



期 日 平成29年2月9日（木）
時 間 午前10時00分
会 場 石岡市八郷総合支所 302 会議室

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会 第 1 回宿泊衛生専門委員会 目次

1. 報告事項	
第 74 回国民体育大会の概要について	1
2. 専門委員会について	
第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会組織図	3
第 74 回国民体育大会石岡市開催基本方針	4
第 74 回国民体育大会石岡市開催推進総合計画	5
第 74 回国民体育大会石岡市開催推進総合計画（年次計画）	7
3. 議案	
第 1 号 第 74 回国民体育大会石岡市宿泊基本計画（案）	8
第 2 号 第 74 回国民体育大会石岡市医事・衛生基本計画（案）	9
4. 資料	
第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会設立趣意書	10
第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会則	11
第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会専門委員会規程	15
第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会競技式典専門委員会名簿	17

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会
第 1 回宿泊衛生専門委員会 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

4 専門委員会について

5 役員を選出について

6 議 事

第 1 号 第 74 回国民体育大会石岡市宿泊基本計画（案）

第 2 号 第 74 回国民体育大会石岡市医事・衛生基本計画（案）

7 そ の 他

8 閉 会

報告事項

第 74 回国民体育大会の概要

1 大会開催概要

(1) 大会名称 第 74 回国民体育大会

(2) 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

(3) 第 74 回国民体育大会愛称及び大会スローガン

大会愛称 : いきいき茨城ゆめ国体

大会スローガン : 翔べ 羽ばたけ そして未来へ

マスコットキャラクター : いばラッキー

(4) 開催年 : 平成 31 年 (2 0 1 9 年)

【参考】 平成 28 年 : 岩手国体 平成 29 年 : 愛媛国体

平成 30 年 : 福井国体 平成 32 年 : 鹿児島国体

(5) 開催時期等

大会開催時期 : 9 月 2 8 日 ~ 1 0 月 8 日

大会開催期間 : 1 1 日間

※平成 2 8 年 7 月 2 0 日に日本体育協会理事会にて決定。

(6) 主催

大会 : 日本体育協会・文部科学省・茨城県

各競技会 : 上記に日本体育協会加盟競技団体・会場地市町村が加わります。

(7) 実施競技

正式競技 : 3 7 競技 (毎年実施 3 6 競技, 隔年実施 1 競技)

都道府県対抗の得点対象 (天皇杯・皇后杯) となる競技です。

公開競技 : 5 競技

都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するものです。

都道府県対抗の得点対象となりません。

特別競技 : 1 競技

高等学校野球のことをいい、都道府県対抗の得点対象となりません。

デモンストレーションスポーツ : 3 1 競技

県内在住の方を参加対象とするスポーツイベントとして、原則、大会会期前の 1 カ月間の中で開催します。都道府県対抗の得点対象となりません。

(8) 総合開・閉会式会場：笠松運動公園陸上競技場

2 石岡市開催競技及び競技予定会場

【正式競技】

	競技名	種別	競技予定会場	開催形式
1	バドミントン	全種別	石岡運動公園体育館	単独開催

※全種別とは、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子をいう。

【デモンストレーションスポーツ】

	競技名	種別	競技予定会場	開催形式
1	スポーツ吹矢	県内在住者	石岡運動公園体育館	単独開催
2	オリエンテーリング	県内在住者	八郷総合運動公園	単独開催
3	リレーカーニバル	県内在住者	石岡運動公園内	単独開催
4	トレイルラン	県内在住者	石岡市八郷地区	単独開催
5	ハンガークライタ- / ハラークライタ-	県内在住者	石岡市八郷地区	単独開催

第74回国民体育大会石岡市実行委員会組織図

専門委員会について

総会 【議決機関】 113名 うち議決に関わる者：83名（会長，副会長，常任委員，委員，監事）

- 開催方針の決定
- 事業計画・予算の審議
- 常任委員会への審議委任

- 会 長 (1) 市長
- 副 会 長 (5) 市議会議長，市教育委員会委員長，石岡商工会議所会頭，市体育協会会長，市観光協会会長
- 常任委員 (21) 市議会副議長，市議会各常任委員長，県競技団体位，副市長，教育長，警察署長，区長会長，市学校長会長，経済関係，社会福祉関係，デモンストレーションスポーツ競技団体
- 監 事 (2) 会計管理者，市体育協会副会長
- 顧 問 (22) 県議会議員，市議会議員，教育委員会教育委員
- 参 与 (14) 報道関係
- 委 員 (54) スポーツ関係，社会教育関係，宿泊・衛生・観光関係，通信・運輸関係，産業・経済関係，社会福祉関係，市（行政）関係

委任

報告

常任委員会 【審議機関】 27名（会長，副会長，常任委員）

- 総会からの委任事項の審議・決定（各基本計画や要項等）
- 専門委員会の設置及び付託

- 会 長 (1) 市長
- 副 会 長 (5) 市議会議長，市教育委員会委員長，石岡商工会議所会頭，市体育協会会長，市観光協会会長
- 常任委員 (21) 市議会副議長，市議会各常任委員長，県競技団体位，副市長，教育長，警察署長，区長会会長，市学校長会長，経済関係，社会福祉関係，デモンストレーションスポーツ競技団体

付託

報告

専門委員会 【調査機関】 各 10～30名（委員長，副委員長，委員）

- 常任委員会からの付託・委任事項の調査・審議

総務企画

総務企画，財務，
広報，市民協働，
歓迎・接伴など

競技式典

競技，式典，施設
運営など

宿泊衛生

宿泊，医事・衛生
など

輸送交通

輸送・交通
警備・消防
など

第 74 回国民体育大会石岡市開催基本方針

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、開催基本方針を提案する。

1 基本方針

石岡市は、第 74 回国民体育大会を開催するに当たり、茨城県の開催方針に基づき、市民の総力を結集し、全国から参加する選手に最高の舞台を提供するとともに、市民に感動をもたらす大会運営を目指します。

また、石岡ならではの個性と魅力を発信し、人、物、情報の交流を通じた新たな活力とにぎわいの創出を図るとともに、国民体育大会の開催を契機に、競技力の向上はもとより、スポーツへの関心を高め、生涯スポーツの更なる普及・振興を推進します。

2 基本目標

(1) 石岡の魅力を発信する大会

市民一人ひとりが、郷土を代表する競技者を応援するとともに、積極的にボランティアとして大会に参画するなど、手づくりの大会を目指し、併せて、本市の歴史、文化、自然、食などの石岡の魅力ある地域資源を全国に発信します。

(2) 石岡の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

大会の開催や運営は、既存施設を有効に活用し、効率化を図りながら様々な視点から石岡らしい創意工夫を凝らした大会の開催に努めます。

(3) おもてなしの心で創る大会

本市に訪れる皆様を温かくお迎えし、交流の輪を広げるとともに、観光、芸術・文化事業各種イベント等の推進を図りながら地域の絆を深め、心のこもったおもてなしに努めます。

(4) 更なるスポーツの推進を図る大会

大会を契機として、地域競技力の向上を図るとともに、市民のスポーツに対する意欲や関心を高め、スポーツの更なる普及と推進に繋がります。

(5) 地域の一体感が生まれる大会

市民が心をつなげて、大会の成功という目標に向かって取り組むことにより、一体感が生まれ、地域力の向上と未来のまちづくりに繋がる大会を目指します。

第 74 回国民体育大会石岡市開催推進総合計画

1 趣旨

第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「茨城国体」という。）の成功に向け、石岡市民の英知と総力を結集し、おもてなしの心で本市にふさわしい個性と魅力あふれる国体を目指し、第 74 回国民体育大会石岡市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進計画

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、茨城国体を一過性のものとせず、将来のまちづくりに繋がる大会とする為、総合的な計画を立案し、施策を推進する。

(2) 財務

県等との相互協力のもと創意工夫により、簡素な中にも実りある国体を目指し適切で効率的な財務運営を図る。

(3) 広報

茨城国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、石岡市を訪れる方々をはじめ、全国に歴史、文化、豊かな自然、食の魅力を発信する。また、国体開催の成果を永く記録に留めるため大会記録報告書等を編纂する。

(4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、国体開催の意義を広め、市民一人ひとりが活躍する手づくりの大会にするとともに、茨城国体の経験をその後の市民協働によるまちづくりに繋げる。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、石岡市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、石岡市の観光・文化・産業等を広く紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技運営

県との連携を強化しながら、競技会を円滑で効率的に運営し、競技会の実施に必要な用具等の調達については、可能な限り現有のものを活用又は借用し、最小限の整備とする。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ創意工夫をこらした温かみのある運営を務める。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を考慮し、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図るとともに、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

宿泊施設や関係機関との連携により、おもてなしの心と十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

茨城国体にかかる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。さらに食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

石岡市の交通事情を勘案し、交通事業者や関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。あわせて、交通渋滞の緩和と環境への負担の軽減のためにも公共機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮し輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

第74回国民体育大会石岡市宿泊基本計画~~（案）~~

1. 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「大会関係者」という。）の宿泊及び食事については、大会参加者をおもてなしの心で迎え、十分にくつろぐことができる環境を整えるとともに、より多くの方々の受入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

2. 内容

(1) 宿泊

- ア 大会参加者の宿泊は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。
- イ 市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は、利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手、監督及び役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、事情により近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。
- イ 選手、監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ウ 役員、視察員、報道員その他の関係者の配宿は、県と協議して行い、原則として選手、監督等の旅館等とは別にする。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県等と旅館等との間で協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスにも配慮しながら、石岡市の豊富な食材を取り入れた魅力あるものとする。

第 74 回国民体育大会石岡市医事・衛生基本計画—(案)—

1. 目的

第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に参加する選手，監督，役員，視察員，報道員その他の関係者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については，大会を快適な環境のもとで開催するため，食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに，防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

2. 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため，関係機関・団体等の協力を得て，競技会場に救護所を設置するとともに，応急処置及び医療機関への移送等，医療救護体制を整える。

(2) 食品衛生

大会参加者等の食の安全，安心を確保するため，関係機関・団体等の協力を得て，宿舍及び食品取扱施設の指導に努めるとともに，食品衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため，関係機関・団体等の協力を得て，宿舍の衛生対策，廃棄物の適正な管理，リサイクルの推進，衛生害虫等の駆除，飲料水の衛生対策等に努めるとともに，環境衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 防疫

大会参加者等の感染症の発生及び蔓延を防止するため，関係機関・団体等の協力を得て，防衛機体制を整えるとともに，防疫に対する意識の向上を図る。

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会設立趣意書

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

近年、少子・高齢化、国際化、情報化など社会情勢の急激な変化に伴い、スポーツを取り巻く状況も急速に変化しており、健康に対する意識の高揚に併せ、スポーツの重要性が増し、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が求められています。

このような中で、我が国最大かつ最高のスポーツの祭典である第 74 回国民体育大会が、東京オリンピック・パラリンピックの前年である、平成 31 年に茨城県、そして本市において開催されますことは、市民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツ活動の普及・発展に大きく寄与するとともに、競技会場施設の受け入れ環境の整備により、スポーツコンベンション機能が充実・強化し、交流人口の増加が図られ、まちの活性化に繋がるものです。

また、歴史と伝統、芸術・文化、豊かな自然など、石岡ならではの個性と魅力を全国にアピールする絶好の機会でもあります。

大会開催に向けての市民と行政が一体となった取組は、市全体の絆や連帯感を深め本市が目指す「誰もが いきいきと暮らし 輝くまち いしおか」の実現に向けて極めて有意義なものと期待されます。

このような意義ある大会を成功に導くために、市民・各種関係団体・行政からなる「第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会」を設立し、石岡市民の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会設立発起人

石岡市長	今 泉 文 彦
石岡市議会議長	塚 谷 重 市
石岡市教育委員会委員長	岡 崎 尚 俊
石岡商工会議所会頭	高 木 祐 治
石岡市体育協会会長	手 塚 克 彦
石岡市観光協会会長	武 井 勇

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 74 回国民体育大会において、石岡市で開催される競技会（以下「競技会」という）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 石岡市を代表する者
- (2) 石岡市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 50 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、石岡市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 7 項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなしその後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条5項及び6項の規定は、常任委員会について準用する
- 11 8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(経費)

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て石岡市に帰属する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成28年10月18日から施行する。

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会則(平成 28 年 10 月 18 日決定) 第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1 名 (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会長を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員(以下「部会委員」という。)をもって構成する。

3 第 3 条から 5 条まで並びに第 6 条 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年11月22日から施行する。

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関する事 2 財務、広報及び市民協働に関する事 3 歓迎、接伴に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事	1 総務企画の推進に関する事 2 財務、広報及び市民協働の実施に関する事 3 歓迎及び接伴の実施に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関する事
競技式典専門委員会	1 競技運営に関する事 2 式典に関する事 3 施設に関する事 4 その他競技式典に関する事	1 競技運営の実施に関する事 2 式典の実施に関する事 3 施設の整備に関する事 4 その他競技式典の実施に関する事
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関する事 2 医事・衛生に関する事 3 その他宿泊衛生に関する事	1 宿泊の実施に関する事 2 医事・衛生の実施に関する事 3 その他宿泊衛生の実施に関する事
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関する事 2 警備・消防に関する事 3 その他輸送交通に関する事	1 輸送・交通の実施に関する事 2 警備・消防の実施に関する事 3 その他輸送交通の実施に関する事

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会

宿泊衛生専門委員会名簿

所属機関・団体	役職	氏 名
石岡市観光協会	会員	友水 恵美子
石岡市商店街連合会	御幸通り商店街振興組合 理事	山本 裕子
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合石岡支部	ホテル橋本楼代表	小林 克也
新ひたち野農業協同組合	審査役	久保田 孝則
やさと農業協同組合	考査役	藤田 智嗣
一般社団法人 石岡市医師会	副会長	小林 雅人
石岡市歯科医師会		平井 豊
石岡市薬剤師会	理事	中村 茂
茨城県土浦保健所	次長兼衛生課長	石島 三千雄
石岡料飲連合会	会長	神立 隆
生活環境部 生活環境課	係長	内田 賢一
保健福祉部 健康増進課	課長補佐	武井 理江子
経済部 観光課	課長補佐	水野 眞里
経済部 商工課	課長補佐	石崎 正顕
経済部 農政課	課長	武川 俊郎
消防本部 警防課	課長	押 孝幸

事務局

石岡市実行委員会事務局長	教育次長	吉水 法雄
石岡市実行委員会事務局次長	参事兼スポーツ振興課長	鈴木 仁
スポーツ振興課	副参事兼国体推進室長	大久保 英明
スポーツ振興課	課長補佐	佐藤 謙治
スポーツ振興課	係長	鈴木 博行
スポーツ振興課	主事	坂 靖明